

国民健康保険魚沼市立小出病院呼気 NO 濃度測定器購入 仕様書

1. 構成機器及び数量

呼気 NO 濃度測定器 一式

(詳細は「6. 調達機器構成表」のとおり)

2. 設置場所

国民健康保険魚沼市立小出病院（以下「小出病院」という。） 検査課

3. 納入期間

契約締結の日から 90 日間

4. 呼気 NO モニターに関する性能、機能などに関する要件

下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

4-1 呼気 NO モニターについて、以下の要件を満たすこと。

- 4-1-1 呼気中の一酸化炭素濃度を、ATS/ERS 推奨標準測定法（呼気流速 50ml/s・呼気圧 5-20 cm H₂O・再現性確認）を満たす条件にて測定が可能であること。
- 4-1-2 測定結果は、吹き終わりと同時に表示されること。
- 4-1-3 測定範囲は、5-500ppb であること。
- 4-1-4 規定の呼気流量（50ml/s±10%）と呼気圧（10 cm H₂O）で測定した場合、測定精度は±5ppb（50ppb 以下の場合）、±10%（51ppb 以上の場合）であること。
- 4-1-5 測定時間は、成人モード 12 秒（12 歳以上）、小児モード 10 秒（12 歳未満）、外気測定モード 30 秒であること。
- 4-1-6 本体電源は、充電式リチウムバッテリーであること。
- 4-1-7 尺寸は、約 159（高さ）×91（幅）×59（厚み）mm、重量は約 400g（電池含む）であること。
- 4-1-8 消耗品のマウスピースは、単一患者用であり、最大10回の検査に使用できること。
- 4-1-9 消耗品のマウスピースは、使用期限が製造から5年であること。

5. 性能・機能以外の要件

5-1 上記のほか、「7. 納入等に関する諸要件」に基づき対応すること。

6. 調達機器構成表

No.	調達物品名	参考形式	参考メーカー	数量	備考
	呼気 NO 濃度測定器			一式	
	【内訳】				
1	呼気NOモニター NObreath V2	03050-610	原田産業株式会社	1 式	
2	NObreath V2 用マウスピース	03050-611	原田産業株式会社	1 箱	

7. 納入等に関する諸要件

7 - 1 納入要件

- 7 - 1 - 1 機器及び付属品は、入札時点で製品化されていること。
- 7 - 1 - 2 納入・設置までに機器の仕様変更等がある場合は、その情報を発注者へ提供し、協議のうえ、最新の仕様で引き渡すこと。
- 7 - 1 - 3 発注者と協議のうえ、適切な地震対策を施すこと。
- 7 - 1 - 4 機器設置において、所轄保健所等関係諸官庁への申請・届出・協議の必要がある場合は、使用開始時期を見極め一連の諸検査・手続き全般の作業を行うこと。また、その費用は応札価格に含むこと。
- 7 - 1 - 5 機器搬入時、必要に応じて搬入経路の壁・床・天井面の養生を施すこと。また、別途指示のあった場合は、その指示に従うこと。
- 7 - 1 - 6 機器搬入等に要する光熱水費等の負担については、発注者と協議すること。
- 7 - 1 - 7 機器搬入及び据付工事等で、過って小出病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い自己の負担において修復すること。
- 7 - 1 - 8 納入・設置についての費用は、応札価格に含めること。

7 - 2 医療情報システムとの接続

- 7 - 2 - 1 当機器と情報システムとの接続が必要な場合は、当機器側のシステムとの接続に要する費用については、発注者と協議のうえ受注者負担とする。また、情報コンセント接続用のLANパッチケーブルや無線基地局装置等は受注者が用意することとし、ケーブルの色、無線 LAN の設定及びネットワーク接続に必要な設定情報等は、発注者と協議しその指示に従うこと。
- 7 - 2 - 2 上記システムと接続するパソコンなどに関しては、ウイルス・セキュリティ対策を行うこと。なお、上記システムで使用する指定のウイルス対策ソフト又はそれと同等以上のものを導入することとし、導入に当たっては発注者と協議し、その指示に従うこと。
- 7 - 2 - 3 当機器と上記システムとの接続を行う場合は、受注者は、小出病院で行う総合リ

ハーサルに立ち会い、上記システムとの連携稼働を確認し、必要に応じ修正・改善作業を行ったうえで支障なく稼働させること。

7 - 3 保守点検体制

- 7 - 3 - 1 機器・付属品等の保証期間は検収後1年とし、保証期間内の点検・調整等は無償で行うこと。なお、期間終了前の点検・調整は必須とする。
- 7 - 3 - 2 必要な消耗品及び故障等の部品について、安定供給が確保されていること。
- 7 - 3 - 3 必要な消耗品、部品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- 7 - 3 - 4 新潟県内にメンテナンス拠点を持ち、メンテナンスサービス員が常駐していること。また、24時間365日体制とし、夜間・早朝、休日・祝日を問わず、故障等の障害時には通報から3時間以内にメンテナンスサービス員が現場に到着し、修理・点検が行える体制を基本とすること。また、持帰り修理や、修理に時間を要する場合等は、必要に応じて代替機を準備すること。

7 - 4 教育体制

- 7 - 4 - 1 取扱説明書は日本語とし、発注者が要求する部数を用意すること。
- 7 - 4 - 2 小出病院関係職員に対して使用説明及び訓練を実施し、安定・安全稼動に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。
- 7 - 4 - 3 小出病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、上記「7 - 4 - 2」が充分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。
- 7 - 4 - 4 機器稼動後一定期間は、発注者の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、小出病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。
なお、期間は小出病院と協議すること。
- 7 - 4 - 5 安定運用となった後においても、発注者から機器使用指導等の依頼があった場合は、速やかに応じること。

7 - 5 その他

- 7 - 5 - 1 本仕様書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、発注者と協議し解決にあたること。
- 7 - 5 - 2 本仕様書に記載なき事項で発注者から追加要請があった場合は、発注者と協議し検討のうえ、対応すること。
- 7 - 5 - 3 受注者は、後日別途定める様式により、履行届、納入物品金額内訳書及び納入物品写真を提出すること。